

証券コード 6062
2021年9月6日

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目6番32号
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
代表取締役会長兼社長 下 村 隆 彦

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席お差し支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年9月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。また、体調の優れない方、基礎疾患のある方、ご高齢の方、妊娠されている方等の株主様におかれましては、ご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご来場される株主様におかれましては、必ずマスクを着用いただきますとともに、入場時の検温、アルコール消毒等にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。また、発熱や体調不良と思われる方等、感染が疑われる場合は入場をお断りする場合がございますので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 大阪市北区堂島浜一丁目2番1号
新ダイビル 4階 会議室

（開始時刻及び会場が前回2021年2月18日開催の臨時株主総会と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

3. 目的事項
報告事項

1. 第37期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第37期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎受付開始時間は、午前9時30分を予定しております。開会時刻間際になりますと会場受付が混雑いたしますので、多少お早目にご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等に勘案し、ご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎インターネットによる開示について
次の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部です。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイトアドレス <https://www.charmcc.jp/corp/>

<新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

- ・体調の優れない方、基礎疾患のある方、ご高齢の方、妊娠されている方等の株主様におかれましては、ご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会にご来場される株主様におかれましては、必ずマスクを着用いただきますとともに、入場時の検温、アルコール消毒等にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ・発熱や体調不良と思われる方等、感染が疑われる場合は入場をお断りする場合がございますので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、当日マスクを着用しております。また、一部スタッフは手袋を着用することもございます。
- ・座席の間隔を広げるため、座席数を減少させる予定であり、ご用意できる座席数に限りがございます。また、場内の換気のため換気口を開ける場合がございます。
- ・感染防止のため開催時間を短縮する観点から、監査報告を含む報告事項についてご説明を一部省略いたします。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、社会・経済活動が大きく制限されるなか、企業収益や景況感の悪化、個人消費の減退など極めて厳しい状況で推移しており、ワクチン接種の促進による経済活動の回復に向けた動きが期待されるものの、依然として先行き不透明な状況が続いております。

介護業界におきましては、今後も高齢者人口は増加していき、これにともない高齢者単独世帯も増加し、介護サービスに対する需要拡大が見込まれます。一方で、異業種からの新規参入により競争が激しさを増しています。加えて、介護職における雇用情勢につきましては、2021年6月の有効求人倍率は3.48倍（全国平均・常用（パート含む））と全職種平均の0.97倍を大きく上回り、介護職員の確保が引き続き課題となっているなど、当業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そのような状況のなか、当社グループは、「高齢者生活サービスを中心として、お客様お一人おひとりの価値観を大切にし、お客様にあった魅力的な生活を提案する」という企業理念を掲げ、開設エリアのお客様のニーズに応じた価格設定及びお客様にとって魅力的な介護サービスの提供を通じて競争優位性の確保に向けた取り組みを進めてまいりました。

また、より良い人材の確保及び定着に向け、処遇改善を行うとともに、従業員それぞれがライフスタイルに応じて働けるよう、働き方の選択肢を増やしました。また、ホーム運営における人員配置の適正化やIT機器の導入等による業務効率化も進めております。今後とも当社グループは、お客様へより質の高いサービスを提供できるよう、従業員が働きやすい職場環境づくりに邁進してまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響に関しましては、国内における感染拡大にともない、営業活動に制限を受けるとともに、ホーム内での集団感染を予防するための対応にも相当の負荷が生じております。また、感染対策のための消耗品費等のほか、日々業務に精励する従業員に報いるために休業補償や手当の支給を行うなど、期初予想には織り込んでいない費用が発生しておりますが、これらのかかり増し費用に対しては補助金を受給しており、その他の補助金とともに営業外収益として計上しております。

新型コロナウイルス感染症がさらに広がりを見せる状況のなか、当社グループではワクチン接種を迅速に進めることができ、現在までに希望しない方を除くご入居者様、従業員のほぼ全員が2回目の接種を終えております。

また、当社グループのホームにおいて従来より取り組んでまいりました、タブレットを利用した業務管理に基づく人員配置の効率化などの原価削減策が奏功するとともに、本社経費抑制などの販売費及び一般管理費削減策も成果を上げ、当連結会計年度におきましては、個別業績において、売上高は21,967百万円（前期比12.0%増）、営業利益は2,044百万円（同7.5%増）、経常利益は2,350百万円（同28.1%増）、当期純利益は1,598百万円（同32.4%増）という業績を収めることができました。

なお、当連結会計年度におけるホームの運営状況につきましては、運営ホーム数の合計は64ホーム、居室数は4,289室であります。ホームの入居状況につきましては、開設2年目を経過した既存ホームにおいて95.4%（前期96.9%）と高い入居率を維持しており、開設2年未満のホームの入居につきましても順調に進んでおります。

新型コロナウイルス感染症の終息時期はまだ見通せない状況ではありますが、引き続き感染防止策を徹底し、高い入居率を維持することができるように努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は22,984百万円、営業利益は2,015百万円、経常利益は2,319百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,535百万円となりました。なお、個別業績では費用計上しない子会社株式取得時の手数料（37百万円）及びのれん償却額（32百万円）を、連結業績では費用計上しております。

なお、当連結会計年度は連結初年度に当たるため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

当社グループは、介護施設等への介護スタッフの人材派遣・人材紹介並びに訪問看護等の事業を行う株式会社グッドパートナーズの株式を2020年7月1日付で取得し、同社を完全子会社化したことにともない、当連結会計年度より、報告セグメントを従来の単一セグメントから、「介護事業」及び「その他事業」の2区分に変更しております。

① 介護事業

介護事業の当連結会計年度の売上高は21,967百万円、セグメント利益は2,820百万円となりました。

なお、ホームの新規開設の状況につきましては、介護ニーズの伸長が見込まれる首都圏の都市部において、高級住宅地を中心に、アッパーミドル～富裕層をターゲットとした高価格帯ブランド「チャームプレミア（グラン）」シリーズを開設するとともに、「チャー

ム] シリーズ、「チャームスイート」シリーズの開設も行い、バランスの取れた積極的な新規開設を進めております。

当連結会計年度における新規開設の状況は以下のとおりです。

ホーム名	所在地	居室数	開設年月
チャームプレミア鎌倉山	神奈川県鎌倉市	57室	2020年10月
チャームスイート高円寺	東京都杉並区	60室	2020年11月
チャーム板橋蓮根	東京都板橋区	72室	2020年11月
チャーム花小金井	東京都小平市	66室	2021年3月
チャームプレミア グラン 南麻布	東京都港区	32室	2021年3月
合計5ホーム（首都圏5ホーム）		287室	

② その他事業

その他事業として、連結子会社である株式会社グッドパートナーズが行っている人材派遣、人材紹介、訪問看護等の事業があり、主に首都圏において介護分野に特化した人材派遣や人材紹介等を行っております。当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により新規営業面において制約を受ける状況ではありますが、既存取引先からの介護人材の需要は引き続き堅調であり、人材派遣等の売上高及び利益は概ね計画どおりに推移しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,122百万円、セグメント利益は7百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,437百万円で、その主なものは次のとおりであります。

介護事業における新規ホーム開設等にもなう土地及び介護施設の備品設備等として1,878百万円、差入保証金として540百万円の投資を実施しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、新規ホーム開設の所要資金として、金融機関より借入金2,690百万円の資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

介護業界におきましては、異業種からの新規参入による競争の激化等により、当業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。そのような状況のなか、当社グループは、「高齢者生活サービスを中心として、お客様一人おひとりの価値観を大切にし、お客様にあった魅力的な生活を提案する」という経営理念を掲げ、開設エリアのお客様のニーズに応じた価格設定及びお客様にとって魅力的な介護サービスのご提供を通じて競争優位性の確保に向けた取り組みを進めております。

わが国における高齢者人口は今後も増加していくことが考えられ、これにともない高齢者単独世帯も増加し、介護サービスの提供を考慮した高齢者住宅の需要拡大が見込まれます。このような状況のなか、当社グループは業績拡大にあたり、介護ニーズの伸長が見込まれる首都圏及び近畿圏の都市部において、アッパーミドル～富裕層をターゲットとした高価格帯ブランド「チャームプレミア（グラン）」シリーズを開設するとともに、「チャーム」シリーズ、「チャームスイート」シリーズの開設も含めたバランスの取れた積極的な新規開設を行い、規模の拡大を行うことが必要不可欠であると考えております。

当社グループは、今後も引き続き介護付有料老人ホームを中心とした施設介護事業の更なる展開を進めていくとともに、介護事業にとどまらない安定的な収益基盤を確立するうえで、ヘルスケア・デベロップメント事業の拡大を図ってまいります。

また、中期目標として、連結売上高500億円、運営数100ホーム以上を掲げており、運営居室数の増加にともない、積極的な事業投資と安定した業績成長を両立し、増収増益を継続できる企業を目指してまいります。

なお、当社グループが対処すべき主要な課題は以下の項目であると認識しております。

① 住宅型有料老人ホームの事業基盤確立

住宅型有料老人ホームにつきましては、特定施設の総量規制（※）の動向に左右されることなく事業を拡大するための基盤づくりが必要であると考え、計3ホームを運営しております。当社グループではこのビジネスモデルの事業としての基盤確立を図るため、今後も開設するホームの地域特性を考慮したうえで、住宅型有料老人ホームの開設を進めてまいります。

※ 特定施設の総量規制とは、自治体（主に都道府県）が民間による居住系サービスの新規開設を拒否できるという規制であります。

② ヘルスケア・デベロップメント事業のモデル構築及び収益化の実現

社会保障財政がひっ迫するなか、介護保険制度の将来を考えると、持続的成長を可能とする、介護事業だけにとどまらない事業基盤の強化が不可欠であります。そのためにヘルスケア・デベロップメント事業への領域拡大を通じて、暮らし・住まい・介護に関わる複合的なサービスをご提供していきたいと考えております。まずは有料老人ホームの自社開発を行い、ヘルスケアに関連する不動産投資信託（REIT）等に売却した上で、他社による運営を行うといったヘルスケア・デベロップメント事業を介護事業に続く第二の収益基盤として確立してまいります。

③ 労働力の確保

今後の介護サービス需要の拡大にともない懸念される労働力不足の問題は、当社グループにおきましても重要な経営課題と認識しており、従業員の定着率の向上のため、長期的な労働力確保を視野に入れた新卒採用の強化や従業員の処遇改善の充実、キャリアパス制度の適切な運営、実践に即した教育研修の実施などの取り組みを進めてまいります。

④ コンプライアンス・内部統制の充実

介護保険制度下の事業者として社会的責任を果たすべく、引き続き法令遵守を徹底することに加え、企業経営の透明性と開示情報の正確性を確保させるため、内部統制システムの整備に関する方針を定め、内部統制の構築を推進してまいります。

⑤ 財務体質の改善

当社グループは積極的な事業拡大に際して、設備投資資金を主として金融機関からの借入により調達してまいりましたので、有利子負債比率が高い水準にあります。このため、今後の企業間競争に耐えうるべく財務体質の改善が急務であると認識しており、有利子負債の圧縮と自己資本比率の向上に努めることで、より健全性の高い経営に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 34 期 (2018年6月期)	第 35 期 (2019年6月期)	第 36 期 (2020年6月期)	第 37 期 (当連結会計年度) (2021年6月期)
売上高 (百万円)	—	—	—	22,984
経常利益 (百万円)	—	—	—	2,319
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	—	—	—	1,535
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	47.09
総資産 (百万円)	—	—	—	28,597
純資産 (百万円)	—	—	—	11,125
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	339.66

(注) 第37期より連結計算書類を作成しているため、第36期以前の各数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 34 期 (2018年6月期)	第 35 期 (2019年6月期)	第 36 期 (2020年6月期)	第 37 期 (当事業年度) (2021年6月期)
売上高 (百万円)	13,572	16,560	19,619	21,967
経常利益 (百万円)	994	1,385	1,835	2,350
当期純利益 (百万円)	615	1,009	1,206	1,598
1株当たり当期純利益 (円)	23.04	35.96	39.40	49.01
総資産 (百万円)	17,213	18,805	23,980	28,453
純資産 (百万円)	3,725	4,584	9,822	11,224
1株当たり純資産額 (円)	132.55	162.94	300.12	342.67

(注) 当社は、2018年4月1日付及び2020年1月1日付でそれぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第34期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況**① 親会社の状況**

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社グッドパートナーズ	20百万円	100.0%	人材派遣事業

(注) 2020年7月1日付で株式会社グッドパートナーズの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

(7) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

当社グループは、介護事業及びその他事業を行っております。その主な内容は次のとおりであります。

セグメントの名称	主 要 な 事 業 内 容
介 護 事 業	介護付有料老人ホーム及び住宅型有料老人ホームの運営
そ の 他 事 業	介護分野に特化した人材派遣及び人材紹介並びに訪問看護等のサービス提供

(8) 主要な事業所 (2021年6月30日現在)

① 当社

大阪本社 : 大阪市北区中之島三丁目6番32号
東京本社 : 東京都渋谷区渋谷三丁目28番15号

事業所

所在地	運営ホーム数
東京都	21 ホーム
神奈川県	4 ホーム
大阪府	13 ホーム
京都府	8 ホーム
奈良県	4 ホーム
兵庫県	14 ホーム
合計	64 ホーム

② 子会社

株式会社グッドパートナーズ

本社 : 東京都世田谷区三軒茶屋一丁目37番8号
大阪営業所 : 大阪市中央区南船場三丁目8番7号

事業所

所在地	訪問看護事業所数	居宅介護支援事業所数
東京都	3 拠点	1 拠点

(9) 使用人の状況 (2021年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
介護事業	1,473 (526) 名	—
その他事業	38 (180) 名	—
全社 (共通)	39 (—) 名	—
合計	1,550 (706) 名	—

- (注) 1. 使用人数欄の () は、臨時従業員の年間平均雇用人員 (1日8時間換算) であり、外数で記載しております。
2. 「全社(共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,512 (526) 名	176名増(34名増)	42.3歳	2.9年

- (注) 1. 使用人数欄の () は、臨時従業員の年間平均雇用人員 (1日8時間換算) であり、外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて、176名増加しましたのは、業容拡大にともなう定期及び期中採用によるものであります。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年6月30日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社りそな銀行	2,670
株式会社三井住友銀行	1,740
三井住友信託銀行株式会社	1,510
株式会社みずほ銀行	1,222
株式会社三菱UFJ銀行	913

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2021年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 84,800,000株
- ② 発行済株式の総数 32,712,000株
- ③ 株主数 6,702名

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
株 式 会 社 エ ス ・ テ ィ ー ・ ケ ー	9,600,000株	29.44%
下 村 隆 彦	5,280,000株	16.19%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	3,997,400株	12.26%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,832,600株	5.62%
T H E B A N K O F N E W Y O R K M E L L O N 1 4 0 0 4 2	594,212株	1.82%
G O L D M A N S A C H S & C O . R E G	511,088株	1.57%
B B H F O R G R A N D E U R P E A K I N T E R N A T I O N A L O P P O R T U N I T I E S F U N D	480,900株	1.47%
吉 岡 裕 之	387,000株	1.19%
チャーム・ケア・コーポレーション従業員持株会	309,500株	0.95%
丸 本 桂 三	278,400株	0.85%

(注) 持株比率は自己株式 (103,528株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	保有状況	新株予約権数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額	行使価額	権利行使 期間
第1回 新株予約権 (2017年 9月26日)	取締役 (社外取締役 を除く) 4名	521個	普通株式 20,840株 (新株予約権 1個につき 40株)	1個当たり 20,610円	1株当たり 1円	2017年 11月1日から 2047年 10月31日まで
第2回 新株予約権 (2018年 9月26日)	取締役 (社外取締役 を除く) 4名	656個	普通株式 13,120株 (新株予約権 1個につき 20株)	1個当たり 15,650円	1株当たり 1円	2018年 11月1日から 2048年 10月31日まで
第3回 新株予約権 (2019年 9月25日)	取締役 (社外取締役 を含む非業務 執行取締役 を除く) 4名	689個	普通株式 13,780株 (新株予約権 1個につき 20株)	1個当たり 21,860円	1株当たり 1円	2019年 11月1日から 2049年 10月31日まで
第4回 新株予約権 (2020年 9月25日)	取締役 (社外取締役 を含む非業務 執行取締役 を除く) 4名	1,260個	普通株式 12,600株 (新株予約権 1個につき 10株)	1個当たり 11,120円	1株当たり 1円	2020年 10月31日から 2050年 10月30日まで

- (注) 1. 上記の新株予約権は、取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして発行されたものであります。新株予約権の発行に当たり、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と払込金額の払込債務を相殺するため、金銭の払込みはありません。
2. 新株予約権の行使の条件は、権利行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができます。
3. 当社は、2018年4月1日付及び2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割により、第1回から第3回までの新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。

- ② **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

- ③ **その他新株予約権等に関する重要な事項**
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況 (2021年6月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	下村 隆彦	
取締役	里見 幸弘	常務執行役員 管理本部長 経営管理部長
取締役	奥村 孝行	常務執行役員 事業本部長 介護事業部長
取締役	小椋 史朗	常務執行役員 事業本部副本部長 首都圏事業部長
取締役	下村 隆洋	下村建設株式会社 代表取締役社長 株式会社グッドパートナーズ 代表取締役社長
取締役	山澤 倶和	株式会社池田泉州ホールディングス 社外取締役 株式会社池田泉州銀行 非業務執行取締役
取締役	西門 賢治	日本パナユーズ株式会社 代表取締役社長 アイネット・システムズ株式会社 取締役 株式会社I&C 取締役 株式会社日本ネットワークサービス 取締役
常勤監査役	吉川 良文	
監査役	大鹿 博文	イーウエストコンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社久世 社外監査役 株式会社スマートバリュー 社外監査役
監査役	榎本 堅	

- (注) 1. 西門 賢治氏は、2020年9月25日開催の第36回定時株主総会におきまして、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 監査役 石脇 武臣氏は、2020年11月23日に逝去により、監査役を退任いたしました。また、取締役 渡邊 五郎氏は、2021年2月16日に逝去により、取締役に退任いたしました。

3. 榎本 堅氏は、2021年2月18日開催の臨時株主総会におきまして、新たに監査役に選任され、就任いたしました。
4. 取締役 山澤 倶和及び西門 賢治の両氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役 下村 隆洋氏は、代表取締役会長兼社長 下村 隆彦氏の長男であります。
6. 監査役 吉川 良文及び榎本 堅の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 監査役 大鹿 博文氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係は、後記「⑤ 社外役員に関する事項」に記載しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により、法令が定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

また、2020年10月22日まで非業務執行取締役でありました下村 隆洋氏とも同様の契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の役員、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(1) 基本方針

当社の役員の報酬は、役員が中長期的な業績の向上を図るため、各人の役割及び職位等に応じ、当社の業績、経営環境等を総合的に考慮の上、株主総会で承認された報酬枠の範囲内でその額及び配分を決定しております。

(2) 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は原則として採用しておりません。但し、基本報酬決定の際に、業績や経営環境等も考慮して決定するものとしております。

(3) 非金銭報酬等に関する方針

社外取締役を除く常勤の取締役に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額20百万円以内の範囲で発行することとしております。なお、その内容及び額については、「株式報酬型ストック・オプション規程」に基づき、取締役会において審議の上、決定するものとしております。

(4) 報酬等の割合に関する方針

報酬等の種類ごとの割合については、非金銭報酬等の合計額が、社外取締役を除く個人別基本報酬等の合計額の概ね25%以内となるようにしております。

(5) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

(i) 株式報酬型ストック・オプション

原則として毎年9月に開催する定時株主総会終了後の取締役会において株式報酬型ストック・オプションの発行を決定し、公正な価格を算定の上、再度取締役会において、当事業年度の個人別の報酬額（割当数）及び支給日（割当日）を決定するものとしております。

(ii) 基本報酬

重任予定の取締役については、支給する事業年度の前事業年度の業績等に基づき、事業年度末日の属する月である6月に翌事業年度の報酬月額を決定し、翌7月より支給することとしております。また、新任予定の取締役については、毎年9月に開催する定時株主総会の終了後に翌10月から翌年6月までの報酬月額を決定し、翌10月より支給するものとしております。

(6) 報酬等の決定の委任に関する事項

代表取締役会長兼社長である下村隆彦氏に一任するものとしております。委任する権限の内容は、個人別の基本報酬の額を決定する権限とし、権限が適切に行使されるための措置として、個人別の基本報酬の額は以下の手続きを経た上で決定するものとしております。

- (i) 予算・人事を管掌する管理本部担当取締役が、支給する事業年度の前事業年度の基本報酬をもとに個人別の基本報酬額の原案を作成する。
- (ii) 代表取締役社長が(i)の原案を確認し、各人の役割及び職位等に応じ、当社の業績、経営環境等を総合的に考慮して、必要に応じて修正する。
- (iii) 原案又は(ii)により修正した原案について、独立社外取締役の意見を聴取する。
- (iv) 独立社外取締役の意見により、必要に応じて再度修正し、決定する。
- (v) 代表取締役社長は、決定した個人別の基本報酬の額を管理本部担当取締役に報告する。
- (vi) 報告を受けた管理本部担当取締役は、必要に応じて開示の要否等を判断する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	103,413	89,140	—	14,273	8
(うち社外取締役)	(10,900)	(10,900)	(—)	(—)	(3)
監査役	11,199	11,199	—	—	4
(うち社外監査役)	(7,599)	(7,599)	(—)	(—)	(3)
合計	114,613	100,339	—	14,273	12
(うち社外役員)	(18,499)	(18,499)	(—)	(—)	(6)

- (注) 1. 上表には、2021年2月16日に退任した取締役1名(うち社外取締役1名)及び2020年11月23日に退任した監査役1名(うち社外監査役1名)が含まれております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等の内容は株式報酬型ストック・オプションの新株予約権であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

す。また、株式報酬型ストック・オプションの概要については「2. (2) 新株予約権等に関する事項① 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。

4. 取締役の金銭報酬の額は、2017年9月26日開催の第33回定時株主総会において年額120百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、同株主総会において、社外取締役を除く取締役の株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額20百万円以内、新株予約権の数の上限を年1,500個以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名です。

5. 監査役の金銭報酬の額は、2007年9月27日開催の第23回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

6. 取締役会は、代表取締役会長兼社長である下村隆彦氏に対し、各取締役の基本報酬の額の具体的内容の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された権限が適切に行使されるための措置として、前記「④イ(6) 報酬等の決定の委任に関する事項(i)～(vi)」に記載の措置を講じております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 山澤 倶和氏は、株式会社池田泉州ホールディングスの社外取締役及び株式会社池田泉州銀行の非業務執行取締役であります。当社は株式会社池田泉州ホールディングス及び株式会社池田泉州銀行との間に定常的な銀行取引があるほか、資金の借入を行っております。なお、当事業年度末時点における借入額は当社の総資産の1%未満であります。
- ・取締役 西門 賢治氏は、日本パナユーズ株式会社の代表取締役社長であるとともに、アイネット・システムズ株式会社、株式会社I&C及び株式会社日本ネットワークサービスのそれぞれ取締役であります。日本パナユーズ株式会社はじめ各社と当社の間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	渡邊 五郎	2021年2月16日逝去により退任するまでの当事業年度に開催された取締役会には、15回中13回出席いたしました。取締役会では主に企業経営における豊富な経験と高い見識を活かした経営的視点から積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしておりました。
取締役	山澤 倶和	当事業年度に開催された取締役会には、21回中21回出席いたしました。取締役会では主に企業経営における豊富な経験と高い見識を活かした経営的視点から積極的に意見を述べており、当社の経営に有効な意見表明及び経営陣に対する指導・監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	西門 賢治	2020年9月25日就任以降の当事業年度に開催された取締役会には、16回中16回出席いたしました。取締役会では主に企業経営における豊富な経験と高い見識を活かした経営的視点から積極的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
常勤監査役	吉川 良文	当事業年度に開催された取締役会には、21回中21回、また監査役会には、14回中14回出席し、主に企業経営、経営戦略策定などの分野における知識・経験等を活かした意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、議案の審議等に適宜、必要な発言を行っております。
監査役	石脇 武臣	2020年11月23日逝去により退任するまでの当事業年度に開催された取締役会には、9回中3回、また監査役会には、6回中2回出席し、主に企業経営、経営戦略策定などの分野における知識・経験等を活かした意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っておりました。また、監査役会において、議案の審議等に適宜、必要な発言を行っておりました。
監査役	榎本 堅	2021年2月18日就任以降の当事業年度に開催された取締役会には、6回中6回、また監査役会には、5回中5回出席し、主に企業経営における豊富な経験と高い見識を活かした意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、議案の審議等に適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 仰星監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務デューディリジェンス業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社全体に適用する企業理念を定めるとともに、法令遵守意識の定着と運用を図るため、代表取締役社長を委員長とする取締役会直属のリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。
- ・ 代表取締役社長に直属するリスクマネジメント室を設置し、法令及び定款の遵守体制の有効性の監査を行うとともに、各部門の内部管理体制の適切性・有効性の検証・評価を行い、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務執行に係る文書その他の情報は、経営判断等に用いた関連資料とともに「文書管理規程」に従い、適切に保存・管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社は「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」等を基に、全社的なリスク管理に取り組むとともに、リスク・コンプライアンス委員会をリスクマネジメントの推進部署と位置付け、リスクマネジメントの計画の策定、体制の整備、検証及びリスク情報の一元化を行っております。
- ・ 代表取締役社長に直属するリスクマネジメント室を設置し、当社の事業において発生する様々なリスクについて、当社が被る不利益を最小限に止めるべく、調査・対応を行うとともに、予防・再発防止のための施策の策定、実施を行っております。
- ・ 各部門においては経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクの洗い出しを行い、適時にリスク・コンプライアンス委員会に対し報告し、適切な対応を行うこととしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会を原則として月1回定時に開催し、法定事項のほか業務執行に関する具体的事項等に係る意思決定を行っております。
- ・ 年度予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示するとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図るようにしております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 経営管理部経営企画課は、「関係会社管理規程」に基づき子会社を管理する体制としているほか、子会社の業務及び取締役等の職務執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告しております。
- ・ 当社グループ間における取引において、取引の実施及び取引条件の決定等に関する手続きを定め、グループ間における取引の客観性及び合理性を確保しております。
- ・ リスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令等に違反する行為、違反の可能性のある行為など不適切な行為を未然に防止し、取締役及び使用人の法令遵守体制の強化を図っております。
- ・ リスクマネジメント室は、当社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行うとともに、監査を受けた各部門に、是正、改善の必要があるときには適時にその対策を講じるよう、適切な指導を行っております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・ 監査役がその必要を求めた場合には、必要な人数やその能力・経験・権限を取締役と監査役との協議のうえ決定することとしております。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 当該使用人の任命、評価、異動、賞罰は監査役会の同意を要するものとし、また、当該使用人は監査役の指揮命令にのみ服するものとしております。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 監査役の要請に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人は必要事項の報告を行い、リスクマネジメント室は内部監査の結果等をすみやかに報告することとしております。
- ・ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為又は会社に著しい損害を与える事実を知ったときには、適時に報告することとしております。
- ・ 通報者が不利益を被ることがないように「内部通報制度運用規程」を定めることで、内部通報制度の実効性を確保しております。

⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・ 監査役は取締役会のほか、他の重要な会議に出席しております。また、監査役から要求のあった文書等は随時提供することとしております。
- ・ 監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託する等所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、これを拒むことはできないようにしております。

⑩ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ・ 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置付け、組織の業務全体に係わる財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係わる内部統制の有効かつ効率的な整備、運用及び評価を行います。

⑪ **反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方**

- ・ 当社は「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力への対応マニュアル」等の社内規程に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
- ・ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶いたします。

⑫ **反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況**

- ・ 「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力への対応マニュアル」において反社会的勢力に対する姿勢について明文化し、全従業員の行動指針としております。
- ・ 反社会的勢力の排除を推進するため経営管理部を統括管理部署とし、また、各ホームに不当要求対応の責任者を設置しております。
- ・ 「コンプライアンス規程」及び「リスク・コンプライアンス委員会規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組んでおります。
- ・ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行っております。
- ・ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力の情報収集に取り組んでおります。
- ・ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係の構築に努めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

- ① 当期は、取締役会を21回開催し、経営方針及び経営戦略に関する重要事項の審議のほか、各取締役の業務執行状況等の監督がなされております。また、監査役会を14回開催し、監査に関する重要事項の協議・決議を行っております。
- ② 当期は、社外取締役をオブザーバーに加えたリスク・コンプライアンス委員会を12回開催し、各部門の法令遵守及びリスク管理状況の報告並びに対策の協議を行っております。また、社内報、メールマガジンの配信、社内イントラネットを通じた掲示板において、コンプライアンスに関する情報提供を継続的に行っているほか、全使用人を対象としたコンプライアンス確認テストの実施、コンプライアンス研修の定期開催などを通じて、使用人の法令遵守意識の定着に努めております。
- ③ 情報セキュリティ対策として、ご入居者様あるいはそのご家族様の重要な個人情報などの情報管理を徹底しております。システム上の情報管理については漏洩防止のため、セキュリティソフトにより外部ネットワークからのアクセスを遮断するほか、原則ノートパソコンなどの電子機器の持ち出しを禁止しております。また、ノートパソコンには、起動時のパスワード管理を実施しており、第三者が容易に起動させることができない設定となっております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきまして、株主利益の向上を重要な課題と位置付け、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案したうえで安定的な配当を行うことを基本方針としております。また、当社は剰余金の配当について、株主総会を決定機関とする期末配当に加え、会社法第454条第5項に基づく取締役会における決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、1株当たり普通配当12円とさせていただきます予定であります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,792,923	流 動 負 債	7,831,631
現金及び預金	5,940,654	買掛金	221,983
売掛金	2,242,531	短期借入金	2,543,000
開発用不動産	1,111,272	1年内返済予定の長期借入金	862,878
その他	500,551	リース債務	100,494
貸倒引当金	△2,086	未払法人税等	612,402
固 定 資 産	18,804,682	未払金	1,336,924
有 形 固 定 資 産	9,009,403	前受収益	1,720,396
建物及び構築物	4,837,879	賞与引当金	104,638
土地	2,665,758	その他	328,913
リース資産	233,092	固 定 負 債	9,640,095
建設仮勘定	956,587	長期借入金	4,651,806
その他	316,086	リース債務	153,455
無 形 固 定 資 産	548,253	退職給付に係る負債	518,576
のれん	456,880	長期前受収益	3,922,038
その他	91,373	資産除去債務	181,333
投資その他の資産	9,247,025	その他	212,883
差入保証金	4,317,407	負 債 合 計	17,471,726
金銭の信託	4,097,341	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	384,171	株 主 資 本	11,122,519
その他	448,104	資本金	2,759,250
資 産 合 計	28,597,605	資本剰余金	2,748,250
		利益剰余金	5,697,974
		自己株式	△82,954
		その他の包括利益累計額	△46,717
		繰延ヘッジ損益	△11,130
		退職給付に係る調整累計額	△35,587
		新 株 予 約 権	50,076
		純 資 産 合 計	11,125,878
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,597,605

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		22,984,089
売上原価		19,035,454
売上総利益		3,948,634
販売費及び一般管理費		1,933,474
営業利益		2,015,160
営業外収益		
受取利息	3,282	
補助金収入	329,353	
その他	23,533	356,169
営業外費用		
支払利息	47,262	
その他	5,030	52,292
経常利益		2,319,036
特別損失		
固定資産除却損	1,690	
固定資産売却損	24,006	25,697
税金等調整前当期純利益		2,293,339
法人税、住民税及び事業税	864,619	
法人税等調整額	△106,869	757,749
当期純利益		1,535,589
親会社株主に帰属する当期純利益		1,535,589

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,759,250	2,748,250	4,374,339	△82,904	9,798,935
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△211,955		△211,955
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,535,589		1,535,589
自 己 株 式 の 取 得				△49	△49
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計			1,323,634	△49	1,323,584
当 期 末 残 高	2,759,250	2,748,250	5,697,974	△82,954	11,122,519

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△12,559	△15,055	△27,614	36,065	9,807,386
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△211,955
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1,535,589
自 己 株 式 の 取 得					△49
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,429	△20,532	△19,103	14,011	△5,091
当 期 変 動 額 合 計	1,429	△20,532	△19,103	14,011	1,318,492
当 期 末 残 高	△11,130	△35,587	△46,717	50,076	11,125,878

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,436,260	流 動 負 債	7,703,270
現金及び預金	5,700,906	買掛金	221,983
売掛金	2,131,034	短期借入金	2,543,000
開発用不動産	1,111,272	1年内返済予定の長期借入金	845,730
その他	494,320	リース債務	99,926
貸倒引当金	△1,272	未払金	1,265,276
固 定 資 産	19,017,670	未払法人税等	599,430
有 形 固 定 資 産	9,004,666	前受収益	1,720,396
建物	4,674,806	賞与引当金	98,156
構築物	162,300	その他の	309,369
工具、器具及び備品	307,087	固 定 負 債	9,526,553
土地	2,665,758	長期借入金	4,596,111
リース資産	230,512	リース債務	151,185
建設仮勘定	956,587	退職給付引当金	463,001
その他	7,614	長期前受収益	3,922,038
無 形 固 定 資 産	88,868	資産除去債務	181,333
ソフトウェア	80,195	その他	212,883
その他	8,672	負 債 合 計	17,229,824
投資その他の資産	9,924,135	純 資 産 の 部	
関係会社株式	717,099	株主資本	11,185,160
差入保証金	4,313,801	資本金	2,759,250
金銭の信託	4,097,341	資本剰余金	2,748,250
繰延税金資産	357,375	資本準備金	2,748,250
その他	438,517	利益剰余金	5,760,614
資 産 合 計	28,453,931	その他利益剰余金	5,760,614
		繰越利益剰余金	5,760,614
		自 己 株 式	△82,954
		評価・換算差額等	△11,130
		繰延ヘッジ損益	△11,130
		新株予約権	50,076
		純 資 産 合 計	11,224,107
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,453,931

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	21,967,559
売上原価	18,204,910
売上総利益	3,762,648
販売費及び一般管理費	1,717,728
営業利益	2,044,920
営業外収益	
受取利息	3,282
補助金収入	329,353
その他	22,119
営業外費用	
支払利息	46,211
その他	2,519
経常利益	2,350,945
特別損失	
固定資産除却損	1,690
税引前当期純利益	2,349,255
法人税、住民税及び事業税	851,647
法人税等調整額	△100,622
当期純利益	1,598,230

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	2,759,250	2,748,250	2,748,250	4,374,339	4,374,339	△82,904	9,798,935
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△211,955	△211,955		△211,955
当 期 純 利 益				1,598,230	1,598,230		1,598,230
自 己 株 式 の 取 得						△49	△49
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計				1,386,275	1,386,275	△49	1,386,225
当 期 末 残 高	2,759,250	2,748,250	2,748,250	5,760,614	5,760,614	△82,954	11,185,160

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 計
	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△12,559	△12,559	36,065	9,822,441
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△211,955
当 期 純 利 益				1,598,230
自 己 株 式 の 取 得				△49
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,429	1,429	14,011	15,440
当 期 変 動 額 合 計	1,429	1,429	14,011	1,401,665
当 期 末 残 高	△11,130	△11,130	50,076	11,224,107

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月12日

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 岩 淵 誠 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 俣 野 朋 子 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社チャーム・ケア・コーポレーションの2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社チャーム・ケア・コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月12日

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指定社員 業務執行社員 公認会計士 岩 淵 誠 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 俣 野 朋 子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社チャーム・ケア・コーポレーションの2020年7月1日から2021年6月30日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているのかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月16日

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション 監査役会

常勤監査役 吉川良文 ㊟
(社外監査役)

監査役 大鹿博文 ㊟

社外監査役 榎本堅 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分につきまして、株主利益の向上を重要な課題と位置付け、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案したうえで安定的な配当を行うことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、経営基盤の強化、事業拡大のための設備投資及び人材の確保・育成等に充当していく予定であります。

上記方針に基づき、剰余金の処分につきましては、当期業績並びに今後の事業展開を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は391,301,664円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年9月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 不測の事態により、株主総会を開催することが困難であると合理的に判断される場合においても、剰余金の配当を実施することを可能とするため、取締役会決議による剰余金の配当等が可能となるよう、変更案のとおり第44条（剰余金の配当等の決定機関）及び第45条（剰余金の配当の基準日）を新設するとともに、内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、第45条（期末配当金）及び第46条（中間配当金）を削除し、その他所要の変更を行うものであります。

なお、この定款変更の効力発生後も、株主総会で剰余金の配当等を決議することができることに変わりはありません。

(2) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を一部免除することができる旨の規定を新設いたします。なお、変更案の第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えた補欠監査役の選任に関する規定を新設し、明確にするものであります。

(4) その他、上記に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第6条 （条文省略）	第1条～第6条 （現行どおり）
<u>（自己の株式の取得）</u> 第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削除）
第8条～第29条 （条文省略）	第7条～第28条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役(業務執行取締役等である者を除く。))との責任限定契約) 第30条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任) 第32条 (条文省略) 2 (条文省略) (新設)</p> <p>(監査役の任期) 第33条 (条文省略) 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 2 (現行どおり)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任) 第31条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期) 第32条 (現行どおり) 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u></p> <p>第34条～第39条 (条文省略)</p> <p>(監査役との責任限定契約) 第40条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金) 第45条 当社は株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第33条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第47条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第46条 配当財産が金銭である場合(以下「配当金」という。)は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の配当金には利息をつけない。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。なお、取締役 渡邊 五郎氏は、2021年2月16日に逝去により退任いたしました。つきましては、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	選任の種別等
1	しもむら たか ひこ 下 村 隆 彦	代表取締役会長兼社長	【再任】
2	さと み ゆき ひろ 里 見 幸 弘	取締役 常務執行役員 管理本部長 経営管理部長	【再任】
3	おくむら たか ゆき 奥 村 孝 行	取締役 常務執行役員 事業本部長 介護事業部長	【再任】
4	こ かじ し ろう 小 梶 史 朗	取締役 常務執行役員 事業本部副本部長 首都圏事業部長	【再任】
5	しもむら たか ひろ 下 村 隆 洋	取締役	【再任】
6	やま ざわ とも かず 山 澤 俱 和	取締役	【再任】 【社外】 【独立役員】
7	にし かど けん じ 西 門 賢 治	取締役	【再任】 【社外】 【独立役員】
8	た なか きみ こ 田 中 公 子	—	【新任】 【社外】 【独立役員】

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 ・ 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 株 式 の 数
1	下 村 隆 彦 (1943年6月3日生) 【再任】	1966年4月 株式会社岡組 入社 1969年4月 下村建設株式会社 入社 1969年6月 同社取締役 1973年6月 同社代表取締役 2004年11月 当社代表取締役社長 2008年6月 下村建設株式会社 取締役会長(現任) 2014年7月 当社代表取締役社長 事業開発部長 2015年7月 当社代表取締役社長 2020年7月 当社代表取締役会長兼社長 (現任) (2021年6月期取締役会出席状況) 21回/21回 (出席率100%)	5,280,000株
<p>◆取締役候補者とした理由</p> <p>下村 隆彦氏は、当社の創業者として経営全体の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。また、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当株式の数
2	里見幸弘 (1957年2月21日生) 【再任】	1980年4月 株式会社大和銀行 (現 株式会社りそな銀行) 入行 2011年8月 当社出向 事業開発部長 2011年10月 当社取締役 事業開発部長 2014年7月 当社取締役 経営管理部長 2016年10月 当社取締役 管理本部長 経営管理部長 2019年7月 当社取締役 常務執行役員 管理本部長 経営管理部長 (現任) (2021年6月期取締役会出席状況) 21回/21回 (出席率100%)	一株
<p>◆取締役候補者とした理由</p> <p>里見 幸弘氏は、大手金融機関における長年にわたる経験と、管理部門における相当の知見を有しており、当社に入社以降もその能力により企業価値の向上に貢献してまいりました。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 ・ 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 株 式 の 数
3	おく 村 たか 孝 行 (1955年6月23日生) 【再任】	1979年4月 株式会社大丸 (現 株式会社大丸松坂屋百貨店) 入社 2002年6月 株式会社メッセージ (現 S O M P O ケア株式会社) 入社 大阪地区本部長 2002年6月 同社取締役 大阪地区本部長 2008年2月 同社取締役執行役員 介護事業部長 2015年7月 当社入社 介護事業部長 2016年9月 当社取締役 介護事業部長 2016年10月 当社取締役 事業本部副本部長 介護事業部長 2017年6月 当社取締役 事業本部長 介護事業部長 2019年7月 当社取締役 常務執行役員 事業本部長 介護事業部長 (現任) (2021年6月期取締役会出席状況) 21回/21回 (出席率100%)	16,000株
<p>◆取締役候補者とした理由</p> <p>奥村 孝行氏は、介護業界における豊富な実務経験と同業他社において取締役としての経験を有しており、当社に入社以降もその豊富な経験から介護事業の責任者として指揮を執ってまいりました。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
4	小 梶 史 朗 (1974年2月13日生) 【再任】	1999年4月 株式会社安心ネットワーク 入社 2004年6月 当社入社 2015年7月 当社事業開発部長 2017年6月 当社事業本部副本部長 首都圏事業部長 2017年9月 当社取締役 事業本部副本部長 首都圏事業部長 2019年7月 当社取締役 常務執行役員 事業本部副本部長 首都圏事業部長 (現任) (2021年6月期取締役会出席状況) 21回/21回 (出席率100%)	26,720株
<p>◆取締役候補者とした理由</p> <p>小梶 史朗氏は、当社に入社以降、主として事業開発部門に所属し、豊富な経験と実績を有しているほか、介護付有料老人ホームの運営・管理業務にも携わっております。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 ・ 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 株 式 数
5	し も む ら た か ひ ろ 下 村 隆 洋 (1971年3月31日生) 【再任】	<p>1989年4月 下村建設株式会社 入社</p> <p>1991年1月 株式会社ホンダベルノ大阪中 (現 株式会社ホンダ四輪販売関西) 入社</p> <p>2003年4月 テンプスタッフマーケティング株式会社 (現 パーソルテンプスタッフ株式会社) 入社</p> <p>2009年4月 エヌ・ティ・ティ・コムチェオ株式会社 入社</p> <p>2012年8月 NTTコムマーケティング株式会社 入社</p> <p>2014年4月 同社担当部長</p> <p>2017年4月 下村建設株式会社 執行役員 営業部長</p> <p>2017年9月 同社代表取締役社長 (現任)</p> <p>2019年9月 当社取締役 (現任)</p> <p>2020年10月 株式会社グッドパートナーズ 取締役</p> <p>2020年12月 株式会社グッドパートナーズ 代表取締役社長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>下村建設株式会社 代表取締役社長 株式会社グッドパートナーズ 代表取締役社長</p> <p>(2021年6月期取締役会出席状況)</p> <p>21回/21回 (出席率100%)</p>	一株
<p>◆取締役候補者とした理由</p> <p>下村 隆洋氏は、民間企業における豊富な実務経験に加え、企業経営における知識・経験を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数
6	<p>やま ざわ とも かず 山 澤 俱 和 (1947年11月26日生) 【再任】【社外】 【独立役員】</p>	<p>1971年 4月 京阪神急行電鉄株式会社 入社 1999年 6月 阪急電鉄株式会社 統括本部副本部長 兼広報室長 2000年 6月 同社取締役 統括本部長 2002年 4月 株式会社第一阪急ホテルズ (現 株式会社阪急阪神ホテルズ) 代表取締役社長 2007年 6月 阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役 2012年 4月 株式会社阪急阪神ホテルズ 代表取締役会長 2012年 6月 阪神高速道路株式会社 代表取締役社長 2014年 4月 株式会社阪急阪神ホテルズ 顧問 2016年 6月 阪神高速道路株式会社 顧問 2017年 6月 株式会社池田泉州銀行 社外取締役 2017年 9月 当社社外取締役 (現任) 2018年 6月 株式会社池田泉州ホールディングス 社外取締役 (現任) 株式会社池田泉州銀行 非業務執行取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社池田泉州ホールディングス 社外取締役 株式会社池田泉州銀行 非業務執行取締役</p> <p>(2021年 6月期取締役会出席状況) 21回/21回 (出席率100%)</p>	<p>一株</p>
<p>◆社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>山澤 俱和氏は、株式会社阪急阪神ホテルズ代表取締役社長、阪神高速道路株式会社代表取締役社長等の要職を歴任され、企業経営における豊富な経験と高い見識を有しております。また、当社の経営に有効な意見表明及び経営陣に対する指導・監督を行っており、引き続き業務執行の監督機能強化への貢献及び企業経営における豊富な経験と高い見地を活かした経営的視点からの助言を期待し、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出を行っております。同氏が再任された場合には、独立役員の届け出を継続いたします。</p> <p>同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 ・ 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 株 式 の 数
7	西 門 賢 治 (1970年4月7日生) 【再任】【社外】 【独立役員】	1993年4月 株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行 2009年9月 株式会社エディオン 入社 I R ・ 広報部長 2010年8月 グリーンホスピタルサプライ株式会社 入社 財務・経理部長 2012年6月 同社取締役 財務・経理部長 2015年6月 同社常務取締役 財務・経理部長 2016年6月 シップヘルスケアホールディングス株式 会社 入社 経営管理室長 2019年4月 アイネット・システムズ株式会社 取締役 (現任) 日本パナユーズ株式会社 取締役 株式会社I & C 取締役 (現任) 2019年7月 株式会社日本システム家具 取締役 2019年10月 株式会社日本ネットワークサービス 取締役 (現任) 2020年9月 当社社外取締役 (現任) 2021年6月 日本パナユーズ株式会社 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 日本パナユーズ株式会社 代表取締役社長 アイネット・システムズ株式会社 取締役 株式会社I & C 取締役 株式会社日本ネットワークサービス 取締役 (2021年6月期取締役会出席状況) 16回/16回 (出席率100%) ※2020年9月25日就任以降の状況を記載しております。	-株
<p>◆社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>西門 賢治氏は、民間企業における豊富な実務経験に加え、シップヘルスケアホールディングスグループ各社の取締役を歴任され、企業経営における豊富な知識・経験を有しております。また、当社の経営に有効な助言・提言をいただいております。また、引き続き企業経営における豊富な知識・経験を活かした経営的視点からの助言を期待し、社外取締役候補者としていたしました。</p> <p>なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出を行っております。同氏が再任された場合には、独立役員の届け出を継続いたします。</p> <p>同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
8	田中 公子 (1957年7月6日生) 【新任】【社外】 【独立役員】	1981年5月 日本航空株式会社 入社 2011年1月 シミックホールディングス株式会社 入社 2012年4月 同社社長室 執行役員 2016年4月 寺田倉庫株式会社 入社 2019年3月 東邦レマック株式会社 社外取締役 2019年9月 株式会社匠創生 顧問 2020年9月 和洋女子大学看護学部 非常勤講師(現任)	一株
<p>◆社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>田中 公子氏は、日本航空株式会社及びシミックホールディングス株式会社において人材教育やサービス品質向上に幅広く取り組まれるとともに、上場企業の社外取締役を務められる等、豊富な経験と高い見識を有しております。また、当社社員の人材教育及びサービス品質向上に寄与していただけるとともに、当社の経営に有効な助言・提言をいただけることを期待し、新たに社外取締役候補者としていたしました。</p> <p>同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p>なお、当社は同氏が原案どおり選任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定です。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 山澤 俱和氏、西門 賢治氏及び田中 公子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
- 当社は山澤 俱和氏及び西門 賢治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、両氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
- 下村 隆洋氏は、代表取締役会長兼社長 下村 隆彦氏の長男であります。
- 田中 公子氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については除く。)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は2017年9月26日開催の定時株主総会において、年額120百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。）、及び、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権（以下「ストック・オプション」といいます。）として、上記金銭報酬額とは別枠で年額20百万円以内と、それぞれご承認いただいております。

今般、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記のストック・オプションのための報酬枠を廃止する代わりに、上記の金銭報酬額とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

本議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、取締役に対するストック・オプション制度を廃止し、今後、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないこととなります。

なお、現在の対象取締役は4名であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年15,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）で、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本株式全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告「2. 会社の現況に関する事項（3）会社役員に関する事項④取締役及び監査役の報酬等イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合は、当該方針を本議案の内容に沿った形で変更することを予定しております。また、上記のとおり、本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

メ モ

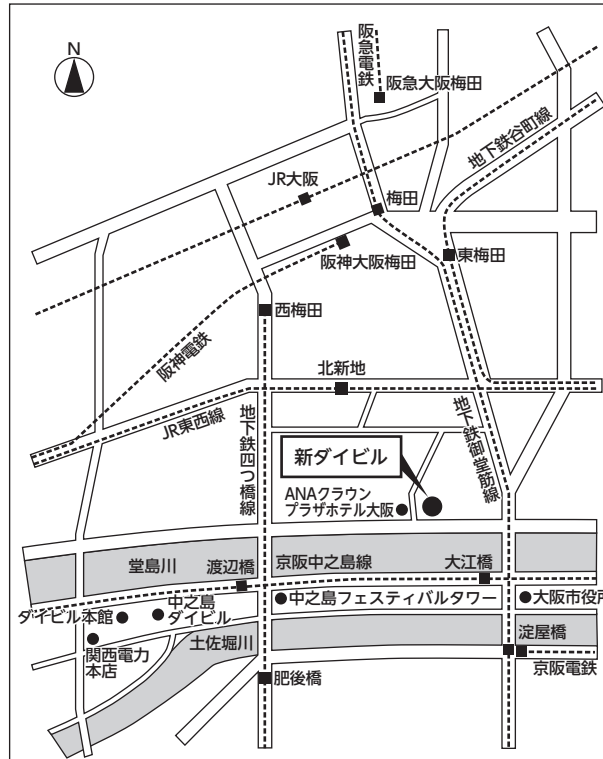
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場

〒530-0004 大阪市北区堂島浜一丁目2番1号

新ダイビル 4階 会議室



最寄駅

- 京 阪：中之島線「大江橋駅」 徒歩2分
本 線「淀屋橋駅」 徒歩5分
- 地下鉄：御堂筋線「淀屋橋駅」 徒歩5分
- J R：東西線「北新地駅」 徒歩5分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。